

特区、地域再生、規制改革、公共サービス改革集中受付 募集要項

内閣官房 構造改革特区推進室
地域再生推進室
内閣府 規制改革推進室
公共サービス改革推進室

政府では国の制度改革等に関する提案(要望)を本年6月に募集いたします。(特区、地域再生、規制改革、公共サービス改革に係るもの)

1. 趣旨

政府では、国の制度改革等に関する提案(要望)を一元的に、集中して募集いたします。募集する提案(要望)は以下のとおりです。

- (1) 規制改革や地域の活性化に関する提案・要望
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革(市場化テスト)に関する意見

2. 提案(要望)の主体

地方公共団体、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも提案(要望)を提出いただけます。なお、提案(要望)の主体名は非公表とすることもできます。

3. 募集期間

平成19年6月1日(金)から29日(金)正午まで
(詳細については **11.募集締切** をご参照ください。)

4. 提出先

内閣官房構造改革特区推進室室内 提案(要望)募集担当
<住所> 〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-23-7 第23森ビル6階
<電話> 03-5521-6611
<メール> toc@cas.go.jp

5. 提案（要望）の取扱い

(1) 関係省庁との調整

いただいた提案（要望）については、取扱いを希望される制度別に以下の方法で関係省庁と調整を行います。関係省庁との調整の過程は以下のホームページで公開いたします。

（注1）提案（要望）の内容により、ご希望と異なる制度での取扱いとなる場合があります。

（注2）どの制度に応募すべきが不明な場合には、構造改革特区推進室で提案（要望）内容を確認後、適切な制度を選定いたします。

提案（要望）の内容	調整方法	調整過程の公開
規制改革や地域の活性化の提案・要望		
特区、地域再生	構造改革特区推進室・地域再生推進室が関係省庁と調整	構造改革特別区域推進本部ホームページ又は地域再生本部ホームページ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html
特区、地域再生又は全国での規制改革（いずれでも可のもの）		
全国での規制改革	規制改革推進室が関係省庁と調整 必要に応じて規制改革会議で審議	規制改革会議ホームページ http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/
競争の導入による公共サービスの改革に関する意見	公共サービス改革推進室が関係省庁と調整 必要に応じて官民競争入札等監理委員会で審議	公共サービス改革推進室ホームページ http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html

(2) 結論

関係省庁との調整後、以下の時期に一定の結論を出すことを予定しています。

提案（要望）の内容	結論の出る予定時期等
規制改革や地域の活性化の提案・要望	
特区、地域再生	平成19年9月を目途 予算編成に関連する提案については、平成20年2月を目途
特区、地域再生又は全国での規制改革（いずれでも可のもの）	
全国での規制改革	平成19年9月を目途
競争の導入による公共サービスの改革に関する意見	官民競争入札等監理委員会の議を経て、公共サービス改革基本方針を改定

6. 募集する提案（要望）の概要

(1) 規制改革や地域の活性化に関する提案 要望

構造改革特区及び地域再生に関する提案

構造改革特区とは、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定の地域（特区）を設けて規制改革や地域活性化を行うものです。この制度に関して、具体的な規制の特例措置の提案を募集するものです。

また、地域再生とは、地域が行う自主的・自立的な地域再生の取組を、国が創る各種支援施策により支援するものです。今回は、この支援措置に関する提案についても募集を行います。

注) 構造改革特区については、提案制度が法定化されるほか、以下のとおり制度が変更されます。

- イ 1つのプロジェクトを実現する上で複数の規制が障害となっていることから、複数の規制の特例措置を組み合わせることを求める提案については、「プロジェクト型提案」として一括して受け付けます。関係省庁を一堂に集めた協議などにより、プロジェクト全体の実現を目指します(9.提案(要望)書の記載方法 参照)。
- ロ 必要に応じて、評価・調査委員会で提案の実現に向けた調査審議が行われ、場合により関係省庁も参加する審議の場で、提案者が意見を述べられます。
- ハ 提案者が関係する特区計画に対するサポートを充実します。

全国規模の規制改革に関する要望

要望に基づいた規制改革を行うことで経済の活性化に資するべく、地域を限定しない全国規模での規制改革の要望を募集するものです。

< 要望の例 >

- ・ 法令や通知・通達などの規定に基づく規制の見直し
- ・ 法令上の問題でなくとも、運用が規制的で問題があるもの
- ・ 地域ごとに異なる規制の見直し(ex.届出様式、提出方法等) など

注 と のどちらでもよいという提案・要望についても受け付けます。

(2)競争の導入による公共サービスの改革に関する意見

競争の導入による公共サービスの改革とは、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、民間事業者の創意・工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革のことであります。

この改革に関して、具体的な意見を募集するものです。

< 意見 要望の例 >

- ・官民競争入札又は民間競争入札の対象とすべきと考えられる公共サービス
- ・国の行政機関等の公共サービスに関して、廃止すべきと考えられる公共サービス
- ・上記に関し、政府が講ずべき規制改革等の措置
- ・地方公共団体等が官民競争入札又は民間競争入札を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置 など

【上記各制度の概要】

上記各制度の内容については、下記ホームページをご参照ください。なお、各制度についてご不明な点等ございましたら、12.連絡先までお問い合わせください。

構造改革特区について

構造改革特別区域推進本部 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>

地域再生について

地域再生本部 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html>

全国規模の規制改革について
規制改革会議

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

競争の導入による公共サービスの改革について
公共サービス改革推進室

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>

7. 提案(要望)書記載にあたっての留意事項

各提案(要望)書記載にあたっての留意事項は以下のとおりです。

(1)共通の留意事項

提案(要望)の内容、背景、ニーズ、効果等はできる限り具体的に記載してください。

過去の募集において提出された提案(要望)について、再度提案(要望)を行う際には、実現可能性を高めるためにも、これまでの各省庁からの回答及び関連の委員会等での議論を踏まえた内容の提案(要望)をお寄せください。

イ 再提案(要望)の際には、各省庁等からの反論や懸念事項に対する具体的な解決方法を明らかにしてください。

ロ 過去の募集において実現できなかった事項であっても、過去の提案(要望)とは異なる視点からのアプローチにより当初の目的の達成が可能となる場合もありますので、様々な視点からご検討ください。

過去の募集における各省庁の回答等は、P2からP4に記載の関連ホームページでご覧になることができます。

関係省庁等への苦情は、募集の対象といたしません。該当するものが提出された場合には、受付をお断りさせていただくこともございます。

(2)規制改革や地域の活性化に関する提案(要望)の留意事項

構造改革特区及び地域再生に関する提案(下記を除く)全国規模の規制改革要望

イ 単に税財源措置の優遇を求めるものは、対象といたしません。

ロ 規制の特例を設ける又は緩和することにより想定される弊害がある場合、弊害に対する予防措置(代替措置)の提案があれば、あわせてご提示ください。

ハ 関係省庁と調整の過程で、関係省庁から出されてきた一次回答につき、更にご意見がございましたら担当の室にご提出ください。その際には、同様の提案(要望)に対する各省庁からの回答への反論や懸念事項の具体的な解決方法をできる限りご提示ください。

地域再生に関する提案(予算編成に関連するもの)

イ 個々の予算措置の拡充のみを求めるもの(特定の国庫補助金に係る採択基準の緩和や対象の拡大)は提案の対象外となります。ただし、個々の予算措置について、不合理に対象を限定しているような場合について、イコールフットINGの観点からその限定の是正を提案する場合には提案の対象となります。

ロ 複数の補助金の統合化の提案をする場合は、統合化が必要なテーマが明確になるように記入し、対象となる補助事業の名称について明記してください。

8. 提案(要望)に際しての注意事項

(1) 構造改革特区及び地域再生に関する提案

提案にあたっては、実現性を高めるため、以下を積極的にご活用下さい。

イ 「あじさいキャラバン」への参加

提案募集に先立ち、職員が各地に出向き、各制度の内容や提案方法等の説明を行うとともに、具体的な提案に係る個別の相談会を行います。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/070413/070413ajisai.html>

ロ 各地域の特区エキスパートや地域再生伝道師への相談

特区エキスパートについては、以下のホームページを参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/0504.pdf>

地域再生伝道師については、以下のホームページを参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/osirase/050509/050509dendousi.pdf>

ハ 構造改革特区推進室・地域再生推進室への事前の相談

構造改革特区推進室・地域再生推進室への相談には、メール相談窓口をご利用ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/goiken.html> (特区)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/m-soudan.html> (地域再生)

ニ 出前コンサルタントの派遣

制度の勉強会や提案の検討会など、ご要望に応じて、担当者を講師やコンサルタントとして派遣しています。構造改革特区推進室・地域再生推進室へ、電話又は上記ハのメール相談窓口を利用してお問い合わせください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/others/031003dema.html>

ホ 地域活性化総合相談窓口や地域活性化応援隊派遣相談会における個別相談等

地域活性化総合相談窓口、応援隊派遣相談会は以下のホームページを参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/osirase/070126/070126.pdf>

認定申請と提案募集の違いについて

イ 今回の提案募集は、特区における規制の特例措置の追加及び地域再生における支援措置の追加等を行うためのものであって、構造改革特区計画や地域再生計画の認定申請とは異なります。

ロ 今回の提案を行ったか否かにより、個別の計画の認定にあたって有利又は不利となることはありません。

(2) 全国規模の規制改革に関する要望

要望の実現性を高めるために、「あじさいキャラバン」での個別相談や規制改革推進室への相談などをご活用ください。

(3) 競争の導入による公共サービスの改革に関する意見

公共サービスに関する情報の公表について

要望の提出にあたって、国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報が必要な場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(第7条第4項及び第9項)に基づく情報公表の要請を受け付けた上で、公表することとしておりますので、前回募集時に公表した情報と併せご活用ください。

(注1) 国の行政機関等が実施している公共サービスの事業内容等に関する情報の公表要請については、本意見募集に先立ち、5月7日から31日まで受付を行っています。
(<http://www5.cao.go.jp/koukyo/iken/070507/jyouhou.html>参照)

(注2) 前回公表した情報については
<http://www5.cao.go.jp/koukyo/iken/060711/iken.html>参照。

今回の要望は、官民競争入札等への実際の参加とは別のものです。今回要望を提出された民間事業者等の方々であっても、その後の状況等を踏まえ、実際の入札に参加しないこととなっても差し支えありません。また、今回の要望を行ったことにより、落札者の決定等にあたって、有利又は不利に扱われることはありません。

9. 提案(要望)書の記載方法

提案(要望)書の様式は共通です(別紙)。具体的記載方法については、以下に示す別添記入例をご参照ください。

構造改革特区及び地域再生に関する提案： (別添)記入例1-1

注) 複数の規制の特例措置を組み合わせて講じることを求める「プロジェクト型提案」を新たに受け付けることに伴い、様式も変更になっております(「プロジェクト名」の列を追加)。

地域再生に関する提案(予算編成に関連するもの)：(別添)記入例1-2

全国規模の規制改革に関する要望： (別添)記入例2

競争の導入による公共サービスの改革に関する意見：(別添)記入例3-1(国)
(別添)記入例3-2(地方)

10. 提案(要望)書の提出方法

郵送、持参又は電子メールにより提出してください。

郵送又は持参の場合

提案(要望)書2部及び電子媒体1部を提出

郵送の場合には、封筒の表面に「提案(要望)書在中」と朱書きしてください。

提案(要望)書 2部

【留意事項】

- イ 提案(要望)書は、片面印刷にしてください(両面印刷は避けてください)。
- ロ 全ての書類(提案(要望)書、参考資料)はダブルクリップで綴じてください(ホチキスや外れやすいクリップは避けてください)。
- ハ オリジナルの原稿がA4サイズではない参考資料は、必ずA4サイズに縮小したものを添付してください。
- ニ カラー原稿でなければ表現することができない内容である等、特別な事情がない限り原稿は白黒で作成してください。
- ホ 提案(要望)書、参考資料の順番にクリップ止めしてください。

提案(要望)書<電子データ>を保存した電子媒体(FD、MO又はCD-R)1式

【留意事項】

イ 電子媒体には、次のようにラベルを付してください。

提案(要望)主体名 提案(要望)名 (例： 町 基準の緩和又は 特区)

なお、提案(要望)主体名について、複数の主体による共同提案(要望)の場合は、連絡先として提案(要望)様式に記載されている者又は団体の名称を記入し、提案(要望)主体が個人の場合は「個人」と記入してください。

また、「提案(要望)名」には、提案(要望)様式の 要望事項(事項名)を記入してください。

提案(要望)については、同一提案(要望)主体から提出できる電子媒体及び電子ファイルの数は一つのみとします。同一提案(要望)主体から複数の電子媒体及び電子ファイルを提出することはできません。

ロ 電子媒体に保存するファイルの名称は、次のように付してください。

提案(要望)主体名 提案(要望)名 (例： 町 基準の緩和又は 特区)

提案(要望)主体名、「提案(要望)名」は、イと同様に記入してください。

同一提案(要望)主体が複数の提案(要望)を行う場合、全ての提案を必ず同一ファイル内の同一シートにまとめて記載してください。

ハ 参考資料は、電子データ化し、電子媒体に保存してください。

電子メールの場合(データ容量2Mバイト未満の場合のみ)

提案(要望)書(電子データ)一式を添付して提出

提案(要望)書、参考資料全てのファイルを添付し、【toc@cas.go.jp】まで送付してください。

また、当方より到着の通知は致しませんので、送付後、下記まで到着確認のご連絡をいただければ幸いです。

(構造改革特区推進室 03-5521-6611、6613)

【留意事項】

イ 電子メールの表題は 提案(要望)書送付 提案(要望)主体名と記載してください。(例 提案書送付 町)

提案(要望)主体名について、複数の主体による共同提案(要望)の場合は、連絡先として提案(要望)様式に記載されている者又は団体の名称を記入し、提案(要望)主体が個人の場合は「個人」と記入してください。

ロ 電子ファイルのファイル名は、次のように付してください。

提案(要望)主体名 提案(要望)名 (例： 町 基準の緩和又は 特区)

提案(要望)主体名は、イと同様に記入してください。また、「提案(要望)名」には、提案(要望)様式の 要望事項(事項名)を記入してください。

提案(要望)については、同一提案(要望)主体から提出できる電子ファイルの数は一つのみとします。同一提案(要望)主体から複数の電子ファイルを提出することはできません。

同一提案(要望)主体が複数の提案(要望)を行う場合、全ての提案を必ず同一ファイル内の同一シートにまとめて記載してください。

ハ 参考資料は、電子データ化し、提案(要望)書と併せて送信してください。

二 添付ファイルの合計容量は最大で 2M バイト未満になるようにしてください。システム上、2M バイト以上のメールについては受け付けられないことがありますので、ご注意ください。

11. 募集締切

平成 19 年 6 月 29 日 (金) 正午までに必着。ただし、下記事項にご留意ください。

イ 持参の場合

上記募集期間の平日の 10:00~ 17:00 までの間に、上記 **4.提出先** にお越しください。なお、最終日 (29 日 (金))は正午までの受付となりますのでご注意ください。

ロ 郵送の場合

6 月 29 日 (金) 正午までに必着としてください。

ハ 電子メールの場合

6 月 29 日 (金) 正午までに必着としてください。

期限に遅れて到着した提案 (要望) 書や、郵便事故や通信事故により未着 遅着となった提案 (要望) 書については、受け付けられませんのであらかじめご注意ください。

期限までに提案 (要望) 書の不備が修正されなかった場合は、本募集において受け付けないこととしますのであらかじめご注意ください。受付期間間際のご提出の場合、提案 (要望) 書の不備の修正が困難となりますので、できる限り早めにご提出いただきますようお願いいたします。

提案 (要望) 内容の詳細等を確認することもありますので、提案 (要望) 書に連絡先等を必ずご記入ください。

12. 連絡先

お問い合わせする事項がございましたら、該当する下記連絡先までご連絡ください。なお、募集全般に関するお問い合わせにつきましては、構造改革特区推進室・地域再生推進室までご連絡ください。

構造改革特区推進室・地域再生推進室

(佐藤 03 - 5521 - 6613)

(小川 03 - 5521 - 6761)

(富永 03 - 5521 - 6719)

規制改革推進室

(安藤 03 - 5501 - 2819)

(丸山 03 - 5501 - 2826)

公共サービス改革推進室

(山崎 03 - 5501 - 1654)

(秦 03 - 5501 - 2043)